

権利擁護支援ネットワーク ニュースレター

第1号 平成30年12月発行

1、ニュースレター発刊にあたって

北見市成年後見支援センターが設立されて5年が経とうとしています。意思決定支援に困難を抱える方々は、地域において「声なき声」となりがちですが、そうした方々を地域で支える権利擁護の体制づくりと関係機関・団体・専門職等の協働に向け、ここにニュースレター第1号をお届けします。



▲ネットワーク懇話会の様子

2、第1回 権利擁護支援ネットワーク懇話会を開催しました！

11月16日（金）、第1回目となる「北見市権利擁護支援ネットワーク懇話会」が総合福祉会館で開催されました。

地域の権利擁護に関わる関係者や専門職の顔の見える関係

づくり・情報共有、また課題解決に向けたネットワークの構築を目的として開催した第1回懇話会には、福祉、司法、行政、民生委員、家庭裁判所などから31名の皆様が参加されました。

（1）北見市における成年後見事件の概要

釧路家庭裁判所北見支部 田島 誠紀主任書記官より、全国の成年後見事件の概要や北見市の動向等について講話をいただき、成年後見制度の利用の推移や実態等について理解を深めました。

	成年後見制度の利用者数（平成29年）					申立件数（平成29年）				
	合計	後見	保佐	補助	任意後見	合計	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見
全国	210,290	165,211	32,970	9,593	2,516	35,737	27,798	5,758	1,377	804
釧路	1,332	1,018	245	65	4	280	199	61	17	3
北見	113	93	16	2	2	36	—	—	—	—

※釧路は釧路家裁管内。北見は平成30年度実態調査からの推計値。

	成年後見人と本人の関係別数（平成29年）							
	合計	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社協	市民後見人	その他
釧路	266	53	84	33	27	41	21	7
北見	41	7	14	2	6	12	—	0

※釧路は釧路家裁管内。北見は釧路家裁北見支部の数。

➤ 本号の掲載内容

- 1、ニュースレター発刊にあたって
- 2、第1回 権利擁護支援ネットワークの開催
- 3、管内 市民後見人活動交流会の開催

➤ お知らせ

【3期 市民後見人養成研修が修了】

9～10月に留辺蘂自治区で開催した養成研修では、14名が修了しました。

この結果103名の方が養成研修を修了し、23名が後見支援に当たられています。



▲第3期養成研修修了者の皆さま

利用者・申立件数とも増加している。後見類型が全体の約8割を占めている。親族・専門職後見と共に、社協や市民後見も増えつつある。

(2) 利用促進の課題と展望について

ともざわ法律事務所 友澤 太郎弁護士から講話があり、その流れを汲みグループワークが行われました。テーマを「本人の理解力に大きな問題はあがるが、明確な生活課題がない場合において、後見制度は利用しにくい・・・と考える理由は何か？」とし、議論を深めました。

【グループから出た意見】

「制度自体がわかりにくい」「後見報酬がかかる」「手続きが面倒」「本人に困り感がない」「選任される後見人への不安」「世間体が悪い」・・・



【友澤弁護士のコメント】

- ・生活に直結した支援を想定した際に、インフォーマル支援がフォーマル支援（後見制度）を上回る場合、利用に結びつかない
- ・後見人は何をしてくれる人？本人の困り感と後見支援のメリットが合致していないと利用しにくいのでは・・・後見支援を可視化することも有効と思われる
- ・社会資源の一つとして後見制度の位置づけを明確にすべき



▲第1回懇話会に参加された皆さま

(3) ネットワーク懇話会をとおして

平成28年に施行された利用促進法では、利用者がメリットを実感できる権利擁護と意思決定支援を、地域で推進していく体制整備を進めることを重視しています。また、総合的な相談支援体制を整えた「中核機関」の設置が求められる中で、このような懇話会を起点とするネットワーク体制の強化や、地域における権利擁護の取り組みを効果的に進めるための取り組みが必要と考えられ、今後も継続した懇話会の開催を予定しています。

制度の利用促進が課題となる中、グループワークでは「なぜ利用しにくいのか？」と逆説的に検討。そこから見える課題（目詰まり）や改善すべき点などを確認、共有し、権利擁護に関わる者がどのような視点を持ち、どうアプローチすべきかを考える時間となりました。



3、管内 市民後見人活動交流会を開催しました！

11月21日（水）オホーツク管内 活動交流会が総合福祉会館で開かれ、1市3町（北見市、美幌町、大空町、津別町）の市民後見人など約70名が参加しました。オホーツク管内の市民後見人が一同に集まり、交流を深め、情報共有やスキルアップを図ることを目的とした当交流会は今年で3回目。後見支援における市民後見人の役割を再確認し、「本人主体の寄り添い支援とは何か」について意見を交わすなど、楽しさの中に学びの多い交流会となりました。

交流会ではまず、東京大学 教育学研究科 特任専門職員 東 啓二氏より「成年後見制度利用促進法からみた市民後見人の役割」をテーマに講話があり、利用促進法のポイントや成年後見制度の課題、地域における寄り添い支援を重視した市民後見人の役割等について理解を深めました。

その後、司会の笹谷社会福祉士とアドバイザーの友澤弁護士が進行役となり1市2町の社会福祉協議会が受任している3ケースについて、実際に支援に当たっている3名の方々から、法人後見支援員として心がけていることや支援に当たって工夫されていることなどについて報告されました。



▲東 啓二氏



▲受任報告会の様子

午後からのグループワークでは、「息子と離れて暮らす本人の真意 また、終の棲家とする先の幸せとは何か」をテーマに社協職員が実演した寸劇をとおして、本人を主体とした寄り添い支援について、意見交換しました。講師の東京大学 教育学研究科 特任専門職員 佐々木 佐織氏からは、寄り添いながら本人の思いを汲み取ることの重要性や、チーム支援の必要性を中心に講評がありました。